

会議の結果要旨

1 開催した会議の名称

平成30年度第1回精華町情報公開・個人情報保護審査会

2 開催日時

平成30年11月4日 午前10時00分から午前10時40分まで

3 開催場所

精華町役場5階 行政委員会室

4 出席者

(委員) 大田直史会長、大島佳代子委員、重本達哉委員、錦光榮委員、安枝伸雄委員
(事務局) 浦本事務局長、疋田係長、前川主事

5 議題

委嘱状の交付

会長選出

平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況等（報告）

6 公開・非公開の別

公開

傍聴者なし

7 審議の要旨

1 開 会

2 事務局紹介

3 委員紹介

4 会長の選出

事務局からの推薦により、大田委員が会長として選出された。

5 会長あいさつ

6 職務代理者の指名

大田会長により、大島委員が指名された。

7 議事

平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況等（報告）

事務局が、平成29年度の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく公文書開示請求の件数及び内訳について、資料に基づき説明をした。

※委員による質疑等

(安枝委員) 個人情報開示請求について、受付番号1～3番は第三者による戸籍、住民票の交付申請書の開示請求だと思われるが、4番はどういうケースだったのか。

(事務局) 4番は、本人からの委任状を持参した代理人が、証明書の交付申請を行ったものである。その交付申請に係る書類の開示請求が本人からされた。

(重本委員) 代理人が請求しているのならば、交付申請書は部分開示ではなく、不開示とすることもあってはならないか。

(事務局) 通常、委任状は本人が書くものであり、委任した請求内容は、本人が当然知っているはずの本人の証明書に係る情報なので、代理人が窓口で提示した本人確認書類の種別以外は開示した。

(重本委員) 申請者の本人確認書類ということか。

(事務局) はい、代理人である申請者が窓口で提示した本人確認書類の種別については、本人が知らない代理人の個人情報なので、その部分は不開示とした。

(大田会長) 去年諮問があった、学校警察連絡制度に関する協定について、教育委員会での運用はどのような状態か。警察から情報提供はあったのか。

(事務局) 把握していないので、教育委員会に確認させていただく。

(安枝委員) 以前、営利目的の開示請求について、費用負担をどうするか、という話題があったが、営利目的の開示請求に対して、町として何か対応を検討しているか。

(事務局) 現在の請求件数では、特別の対応は考えていない。

(大島委員) 写しの交付に係る費用はいくらか。

(事務局) 紙媒体は1枚10円、CD-Rは1枚100円の負担。

(大島委員) 営利目的と思われる開示請求においても、同じ金額か。

(事務局) はい。

(大田会長) 大量請求は問題となっていないか。

(事務局) 現時点ではない。最近では、データによる提供の求めが多いので、CD-R1枚の交付で済むことも多い。

(大田会長) 不服申し立てがされそうな案件はないか。

(事務局) 平成29年度の請求についてはないと思われる。ただし、今年度の個人情報開示請求において、口頭で不満を述べられたので、審査

請求制度を案内したことが1件あった。

(大田会長) 他に議論すべきことがないようであれば、これで本日の議事は終了させていただく。

3 閉 会